

長与町ウォーキングイベント業務委託実施要領

1 目的

この要領は、長与町がウォーキングイベントを実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により「長与町ウォーキングイベント業務」に係る契約候補者を選定するために、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 長与町ウォーキングイベント業務
- (2) 業務の内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和3年12月31日まで
- (4) 見積限度額 1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する者は、提案書の提出期限日において次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 法令に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 国税・県税・町税の未納がないこと。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団をいう。）若しくは暴力団員等（同法第2条第6号に掲げる暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

5 スケジュール

時 期	内 容
令和3年6月30日（水）	プロポーザル実施の公告
令和3年7月 8日（木）	参加申込書提出期限
令和3年7月12日（月）	参加資格審査結果通知
令和3年7月15日（木）	質問票提出期限

令和3年7月19日（月）	質問回答期限
令和3年7月26日（月）	企画提案書等提出期限
令和3年7月29日（木） 予定	プレゼンテーション審査
令和3年7月30日（金） 予定	選考結果通知
令和3年8月上旬 予定	契約の締結・業務開始

6 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の提出書類を事務局へ提出すること。

(1) 提出期限 令和3年7月8日（木）午後3時必着とする。

(2) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各1部提出しなければならない。
町ホームページにて提出書類等のダウンロード可。

- ・参加申込書兼誓約書（様式1）
- ・会社概要書（様式2）
※会社概要の分かるもの（パンフレットなど）があれば添付すること
- ・業務実績調書（様式3）※実績がある場合のみ提出。
- ・受任者届（様式4）※支店、営業所に権限を委任した場合のみ提出。
- ・登記事項証明書の写し（個人の場合は身分証明書）※証明日が3か月以内のもの
- ・国税・県税・町税の未納がないことを示す書類（写し）

(3) 提出方法 持参又は郵送

7 参加資格の確認

参加資格の確認結果については令和3年7月12日（月）までに参加申込書に記載された連絡先に確認結果を電子メールで通知する。なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

8 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和3年7月15日（木）午後2時必着

(2) 質問方法 質問票（様式5）に必要事項を記載の上、FAXまたはE-mailにて送付。

なお、電話、面接等による質問の受付は行わない。

※送信時に必ず電話にて到着の確認を行うこと。

(3) 回答 質問に対する回答は、令和3年7月19日（月）までに参加者全員にE-mailにて回答する。

9 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加資格を得た者は、以下により企画提案書を事務局へ提出すること。

(1) 提出期限 令和3年7月26日(月)午後5時必着とする。提出期限後に到着した企画提案書は無効とする。

(2) 提出書類

本プロポーザルにおける参加資格を満たした者で、プレゼンテーション審査を受ける者は、次の書類を提出しなければならない。町ホームページにて提出書類等のダウンロード可。

- ・企画提案書(任意様式) 正本1部、副本6部
- ・業務実施体制及び工程表(任意様式) 正本1部、副本6部
- ・見積書(見積内訳書)(任意様式) 1部
- ・プレゼンテーション参加者名簿(様式6) 1部

(3) 企画提案書の記載に関する留意事項

- ① 仕様書並びに評価基準表を参照し、具体的な業務内容を提示すること。
- ② 原則A4版(必要に応じA3版での作成も可、その場合A4版に揃えて調製すること)とし、概ね10枚以内(表紙・目次は含まない)とする。

③ 以下の内容を含むものとする。

- ア ウォーキングイベントの企画(実施内容、賞品、実施体制)
- イ ウォーキングイベントの運営(準備、実施期間、イベント終了後)
- ウ ウォーキングイベントの広報(デザイン案、イメージでも可)
- エ その他、提案を評価する上で参考となる事項

④ 正本のみ契約権限者印を押し、副本6部については提案者名が特定でき得る情報(社名、ロゴ等)を記載しないこと。

(4) 提出方法 持参又は郵送

10 契約候補者の選定方法

企画提案書等についてのプレゼンテーション審査により評価・採点を行い、評価点数の最も高い者から順に契約候補者及び次点候補者を選定する。

(1) プレゼンテーション審査

- ① 審査日は令和3年7月29日(木)(予定)とし、正式な日時は提案者に通知する。
- ② 審査会場は長与町役場2階第2会議室とする(予定)。
- ③ 説明時間は20分以内とし、その後、審査者(選定委員)から提案者に対する質疑時間(概ね15分程度)を設ける。
- ④ 説明は企画提案書等に即した内容とし、新たな資料の配布や企画提案書等の記載内容から明らかに逸脱した説明は認めない。
- ⑤ プレゼンテーションにおいて、パソコン等の機器を使用する場合は提案者自らが機器を

準備・持参すること。なお、プロジェクターによる映写を行う場合、スクリーンについては町の備品を使用することを認める。また、オンラインによる審査も認める。

⑥ 説明者は2名以内（機器操作者を含む）とする。

(2) 審査方法

長与町ウォーキングイベント業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別紙「評価基準表」に基づき審査を行い、各選定委員の評価点数を合算した数値をもって選定委員会における提案者の評価点数とする。

なお、評価点数が最も高い提案者が複数となった場合は、選定委員会の議決により順位を決定する。

(3) 提案者が1者の場合

提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、この場合、契約候補者となることができる評価点数の最低基準点を満点の60%とし、審査の結果、最低基準点に未滿となった場合は、契約候補者として選定しない。結果の通知

契約候補者として特定又は特定しなかつた旨について、令和3年7月30日（金）までに提案者へ書面で通知する。なお、評価結果に対する異議申し立て等は受け付けない。

11 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領に記載する参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 評価に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) その他、町長が不適當と認めた場合

12 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、本業務にかかる契約の相手方とする。
- (2) 契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と本町が協議・調整を行った上で契約を締結する。その際、協議の結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。
- (3) 契約候補者が契約締結までに失格、その他の事由により契約が不可能となった場合は選定委員会における評価結果の次点の者から順に繰り上げ、契約候補者とする。
- (4) 支払い等に関する事項、契約の変更・解除等に関する事項など、契約にあたっての重要な事項については、地方自治法、同法施行令及び長与町財務規則等の定めるところとし、その詳細は契約時に定める。

13 その他

- (1) 提出書類の提出期限以降の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は契約候補者の特定以外の目的では使用しない。
- (4) 提出書類の作成及び提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

- (5) 提出書類は原則公開しない。ただし、本案件にかかる情報開示請求があった場合はこの限りでない。
- (6) 本実施要領、仕様書、評価基準に示すものは主要項目であり、これに明記していない事項についても、本業務を遂行する上で当然備えるべき事項については要求内容に含まれているものとして提出書類を作成すること。
- (7) 電子メール等の通信事故について、長与町は一切の責任を負わないものとする。
- (8) 本プロポーザルの結果については、町ホームページにて公表する。公表する内容は以下のとおりとする。
 - ① 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）
 - ② 評価順位及び点数
- (9) その他記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、長与町財務規則等関係法令及び例規の定めによること。

14 事務局（提出書類等の提出先）

長与町 健康保険部 健康保険課

住所：〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659-1

電話：095-883-1111（代表）/095-801-5820（直通）

FAX：095-883-2061

電子メールアドレス：kenkou21@nagayo.jp

担当：木澤、徳永